

第7章 情報提供の充実

～情報・コミュニケーション～

■現状と課題

- 今日の情報化社会において、障がいのある人が様々な情報を入手できるように、一人ひとりの障がいに応じて、適切な方法で情報を提供する必要があります。
- 福祉サービスの選択や決定に必要な情報を適切に提供し、自己決定を総合的に支援する体制の整備が求められています。

■施策の方向性

1 情報バリアフリーの推進

障がいのある人の社会参加や福祉サービスの利用に必要な情報が、適切な方法で確実に伝わるように、情報提供の方法や内容を充実します。

■具体的な取り組み

7-1 情報バリアフリーの推進

① ふくしのしおり

障がい福祉の制度内容を分かりやすく説明した「ふくしのしおり」を配布して、事業・制度の周知を図ります。

② アクセシビリティに配慮した市政及び市議会の広報

広報紙「市政だより」や「議会だより」の点字版を作成（市政だよりについては音声版も作成）し、視覚障がい者への情報提供を行います。

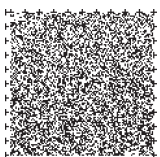
また、市ホームページに音声読み上げ機能や背景色変更機能、文字サイズ変更機能をつけ、サービスの充実を図ります。



熊本市ホームページのトップページ

③ 関係機関との連携

聴覚障害者情報提供センター等の関係機関との連携により、聴覚障がい者等への情報提供を図ります。



④ 聴覚障がい者等への意思疎通支援

聴覚障がい者や視覚障がい者等への情報提供や意思疎通を補完するため、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員、点訳・朗読（音訳）奉仕員等の養成を行います。

また、手話通訳者等の派遣や、各区役所総合案内への手話通訳者の設置など、聴覚障がい者等の意思疎通を支援します。



講演会における要約筆記の風景



研修会における手話通訳の風景

⑤ 市ホームページにおける情報の充実

障がい福祉に関する各種サービスの紹介をはじめ、施設や事業者の情報等を、市ホームページで提供します。

⑥ 保健福祉総合情報システム

障がいのある人からの相談や各種手続きに保健福祉総合情報システムを活用し、サービスの向上を図ります。

⑦ 行政情報の周知

年金・手当等の制度も含め、各種行政情報の提供に努めます。

